

## 論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 村田勝幸

村田勝幸氏が提出した博士学位請求論文「現代アメリカのネイティヴィズム—非合法移民問題の展開と人種・エスニシティ・ネイションの交錯—」は、1980年代の米国で重大な争点となったラテンアメリカからの「非合法移民」問題をめぐる政府や議会での論争が1986年移民法に結実する過程とそれに対するラテンアメリカ系移民諸団体の反応を、大量の一次史料や先行研究を駆使して丹念に実証した日本では初めての本格的な研究である。その分量は、400字詰め原稿用紙に換算すると600枚近くとなり、いづれ重厚な研究書として出版されることが期待される。

そこで、まず本論文の要旨を紹介した上で、本論文の意義と問題点を指摘したい。

まず序では、2000年の米国センサスでラテン・アメリカ系住民がアフリカ系を抜いて、米国最大のマイノリティになったものの、彼らの多くを「非合法移民」と見なして排斥する「ネイティヴィズム」が現在の米国で高まっていることを指摘する。そのため、本論文では「非合法移民」が社会問題化される歴史的・社会的文脈とそうした問題化がラティノ／チカーノ系住民（本論文ではラテン・アメリカ系住民の中で多数派を構成するメキシコ系に重点を置いて分析するためにこの表現を使用している）の人種やエスニシティに与えた影響に注目し、「非合法移民問題」の政治思想史的研究を行おうとする。

その際、村田氏は、従来のエスニック・スタディーズのようにラテン・アメリカ系集団の人種やエスニシティ意識の分析を行うだけでなく、カルチュラル・スタディーズなどの方法も駆使して、排斥する側や抵抗する側の言説分析も加えて、アメリカ人の国民意識分析という「大きな物語」にもつなげようとするところに方法論的な特徴がある。論文の副題が「人種・エスニシティ・ネイションの交錯」としているのはそれ故である。

つまり、本論文の問題設定は、あるエスニック集団を「非合法移民」＝「他者」と規定する論理の背後にある特定の「アメリカ人」意識を析出することによって20世紀末に登場した「ネイティヴィズム」の歴史的性格とそれに抗するラテン・アメリカ系移民集団の抵抗意識の特徴をも解明しようとする壮大な関心にもつながっているのである。

ついで、第一章では、19世紀末から20世紀初めの米国で主として東欧や南欧から大量に流入したいわゆる「新移民」に対する排斥の論理として台頭した古典的な「ネイティヴィズム」が先行研究に依拠して整理されている。続く第二章では、1986年移民法制定に至る移民法改正論議に注目し、「非合法移民」を取り締まるために「雇用者罰則」規定が盛り込まれるとともに、妥協の産物として一定時期以前に入国した「非合法移民」に市民権を付与したり、一定数の農業労働者の導入を認めるなどの条項が挿入された過程が議会史料などを駆使して、詳細に分析されている。

続く三つの章では、ラティノ／チカーノの諸組織が「非合法移民」論争にどのように関わったのかが、それぞれの組織の内部文書などを駆使して対比的に解明されている。まず、第三章では、全米最大のラティノ／チカーノ組織である「統一ラテン・アメリカ系市民連盟（LULAC）」を取り上げ、元来は中産階級的な立場にたって、米国社会への「同化」を主

張してきたこの組織が「非合法移民」と自分たちが、その身体的な特徴から一括して排斥される危険性を自覚し、「非合法移民」を擁護する姿勢に転換したという興味深い過程が解明されている。

次の第四章では、1968年に「非合法移民」を擁護する組織として発足した「自律的社會行動のためのセンター（CASA）」を取り上げ、この組織が自らを「褐色の民」と規定し、その民族自決と自治権を求める革新的な運動を展開しながら、内部対立などから1978年には消滅した過程が分析されている。

そして、第五章では、メキシコ系の農業労働者を中心とした「統一農業労働者組合（UFW）」とその指導者であるセサル・チャベスを取り上げている。その際、この組織が、「非合法移民」が「スト破り」に使われる事態が多いと批判し、当初は「非合法移民」を雇用した者を罰する「雇用者罰則」規定を支持する形で「非合法移民」に対立する姿勢をとりながら、ラティノ／チカノ系住民から批判を受け、その態度を修正していく興味深い過程が検討されている。

最後の結語では、「非合法移民」の排斥を意図した移民法の改正論議に対してラティノ／チカノ組織が異なる反応を示しながら、結局は「非合法移民」をも「我々」の側に取り込むような「境界線」の引き直しを行っていった歴史的な意義を強調して結びとしている。

以上のように、本論文では、主としてラテン・アメリカ諸国からの「非合法移民」の流入を規制するために1986年の移民法改正で「雇用者罰則」規定などが挿入された過程を詳細に検討するとともに、「非合法移民」排斥論に対してラティノ／チカノ団体が当初は多様な反応を示しながら、「非合法移民」を擁護する姿勢にまとまっていったという興味深い過程を、関係する一次史料を駆使して実証したところに最大の意義があるといえるだろう。

その際、特に、1986年移民法の妥協的な性格を大量の議会資料を駆使して明らかにしたこと、そして、その議会での議論の中に、「非合法移民」を排斥する新しい「ネイティヴィズム」の論理が潜在することを19世紀末から20世紀初めの古典的な「ネイティヴィズム」との比較の中で解明したこと、さらに、「非合法移民」排斥の論調が高まる中で、ラテン・アメリカ系団体が当初は多様な反応を示しながら、最後には「非合法移民」を擁護する方向に結集していく過程を、関連団体の内部文書を駆使して明らかにしたことが貴重な成果と指摘できる。

ただし、移民法の改正過程と三つのラティノ／チカノ団体内部での論議を別々の章で扱ったため、説明に重複が目立つ点や19世紀末から20世紀初めの「ネイティヴィズム」を詳細に検討しながら、20世紀末のそれについては言及が少ない印象が残る点などの不満も残る。しかし、これらの欠陥は、本論文が日本におけるラテン・アメリカ系の「非合法移民問題」に関する初めての実証的で、本格的な研究成果であるという評価をいささかも揺るがすものではない。

したがって、本審査委員会は本論文に対して博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。